

福北リムジンバス利用促進に向けた広報業務企画提案公募実施要項

北九州空港利用促進協議会

1 目的

北九州空港利用促進協議会（以下、「協議会」という。）では、早朝・深夜時間帯に福岡都市圏と北九州空港を結ぶ高速バス（以下、「福北リムジンバス」という。）を1日最大4便運行している。

平成27年7月の福北リムジンバスの運行開始から10年が経過し、これまでの広報PRの実施により利用者数の水準の一定の上昇は得られていたものの、コロナ禍による利用者の減少後、現在も以前の水準までの回復には至っていない状況にあり、今後の更なる広報周知により利用の促進及び定着を図る必要がある。

この要項は、福北リムジンバス利用促進に向けた広報業務に関する事業者の選定にあたり、広く企画提案を募集し、最も適切な事業者を本事業の優先交渉権者として選定することを目的としており、応募方法や審査方法、その他必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

北九州空港利用促進協議会（事務局：福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課）

3 委託業務の概要

（1）業務名称

福北リムジンバス利用促進に向けた広報業務

（2）業務内容

別添「仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

（4）予算規模

3,592千円以内（消費税および地方消費税を含む）

4 応募資格

契約締結日現在において、次の条件を満たすこと。

- （1）福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- （2）「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和6年4月16日福岡県告示第244号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）掲載者）のうち、業種品目が13-06（広告宣伝）であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (6) 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

5 スケジュール

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 企画提案公募の開始 | 令和 7 年 9 月 18 日（木） |
| (2) 企画提案参加申込受付期限 | 令和 7 年 9 月 24 日（水） |
| (3) 質問受付期限 | 令和 7 年 9 月 24 日（水） |
| (4) 企画提案書の提出期限 | 令和 7 年 10 月 1 日（水） |
| (5) 審査委員会開催 | 令和 7 年 10 月上旬 |
| (6) 審査結果の通知 | 令和 7 年 10 月 7 日（火）（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和 7 年 10 月 8 日（水）（予定） |

6 企画提案公募への応募

- (1) 受付期間
令和 7 年 9 月 24 日（水）17 時まで
- (2) 提出方法
電子メールにより下記アドレスまで、企画提案申込書（様式 1）を送信すること。
電子メールアドレス kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp
※メール送信後、受信確認のための電話をすること。（電話：092-643-3171）

7 企画提案公募に関する質問

- (1) 受付期間
令和 7 年 9 月 18 日（木）から 9 月 24 日（水）17 時まで
- (2) 提出方法
電子メールにより下記アドレスまで、質問書（様式 2）を送信すること。
電子メールアドレス kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp
※メール送信後、受信確認のための電話をすること。（電話：092-643-3171）
※電話や口頭による質問、受付期間外の質問は受け付けない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年9月26日（金）までに福岡県ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が質問者の提案内容に密接に関わる場合は、質問者に対してのみ回答する。

8 企画提案書の提出方法及び提出期限

本要項、別添1「福北リムジンバス利用促進に向けた広報業務委託仕様書」及び別添2「福北リムジンバス利用促進に向けた広報業務企画提案書作成要領」に基づき、提出書類を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

- | | |
|---|---------------|
| ア 応募資格誓約書（様式3） | 1部（正本1部） |
| イ 企画提案書 | 6部（正本1部＋副本5部） |
| ウ 企業・団体等概要（業務内容、組織体制、経営状況が分かるもの（パンフレット等）） | 6部（正本1部＋副本5部） |

(2) 提出期限

令和7年10月1日（水）17時（必着）

(3) 提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課内（福岡県庁行政棟北棟9階）
北九州空港利用促進協議会事務局

(4) 提出方法

郵送または持参による。

※郵送の場合は簡易書留など記録が残る方法を用いること。

※持参の場合は平日9時から17時までに持参すること。

9 審査及び優先交渉権者の選定

(1) 選定方法

提案者の中から、協議会が構成する審査委員会による企画提案書の審査に基づき評価したうえで優先交渉権者を選定する。（プレゼンテーションは実施しない）

(2) 審査基準

- ・審査は、別表に示す「審査基準」に基づき審査し、最も高い点数を得た一者を優先交渉権者とする。
- ・最高点が複数者いた場合は、当該複数者の中から審査委員会の協議により、一者を選定する。

(3) 企画提案参加に際しての注意事項

① 失格

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格とする。

- ・ 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ・ 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ・ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ・ 実施要項等に違反すると認められる場合
- ・ その他、協議会が提示した事項に違反した場合

② 著作権等

企画提案書に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、すべて提案者が責任を負うこと。

③ 複数提案の禁止

1 提案者による、複数の企画提案書の提出を認めない。

④ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めない。

⑤ その他

- ・ 提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要項等の記載内容に同意したものとする。
- ・ 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。この場合において、該当する者が優先交渉権者とされている場合は、次順位の者と手続を行う。

(4) 審査結果

審査結果は、審査終了後、提案者に対し文書で通知する。審査結果は、優先交渉権者、次点交渉権者、その他の3区分とし、いずれかを通知する。

10 委託契約の締結

(1) 委託契約の締結

審査により選定された優先交渉権者は、協議会と協議の上、契約内容及び業務仕様書の内容を決定し、業務仕様書に基づく見積書を提出の上、委託契約を締結するものとする。

優先交渉権者から辞退の申し出があった場合等、優先交渉権者と協議会が契約を締結できない状況となった場合には、企画提案書の審査において次点の交渉権者と協議を行い、委託契約を締結するものとする。

(2) 協議事項

事業実施に関し、疑義がある場合は、協議会と受託者が協議の上で決定するものとする。

11 留意事項

- (1) 企画の提案に要する費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。また、選定の理由などの問合せには応じない。
- (3) 契約締結に係る費用は、選定された者の負担とする。
- (4) 委託契約にあたり、提案内容をもとに協議会と受託候補者で協議の上、仕様書を確定する。その仕様書に基づき、選定された者は改めて見積書を提出すること。
- (5) 委託契約の締結にあたっては、福岡県財務規則（昭和 39 年福岡県規則 23 号）第 169 条の規定により、当初委託契約額（消費税込）の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。この契約保証金は契約が支障なく履行されたとき、委託契約期間終了後に全額返還する。
なお、次の場合には、契約保証金が免除される。
 - ・ 地方自治体を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合
 - ・ 福岡県競争入札参加資格を有する者が、過去 2 年の間に県もしくは他の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む）と同種及び同規模の契約を数回以上にわたって締結し、これを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1 2 問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

福岡県企画・地域振興部空港対策局空港事業課内

北九州空港利用促進協議会事務局

担 当：高崎、藤崎

電 話：092-643-3171

メール：kkj-risokukyou@pref.fukuoka.lg.jp